

## 資料

沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所 第8回公開シンポジウム

### 裁判員制度の課題と展望

#### －刑事裁判における市民参加の意義－

日時 2011年2月8日（火）13時～

場所 沖縄国際大学5号館106教室

#### （開催趣旨）

裁判員裁判は、2009（平21）年8月東京地方裁判所で初めて実施されて以来、沖縄を含む全国で行われ、2010（平22）年10月までに全国で7703人が裁判員に選ばれ審理に参加しました（最高裁判所の統計より）。沖縄県においても2009（平21）年12月の第1号事件から1年が経ち、これまでに135人が裁判員に選任されたと報じられました（2010年12月15日付琉球新報）。

刑事裁判に一般市民が参加することには大きな意義があるといわれる一方で、裁判員の負担が重い、短期間での審理が強いられることにより被告人・弁護人の防御活動が制限される等の問題点も指摘されています。近時、死刑が言い渡される事件も現れたことで、これらの問題点はさらに際立ってきているといえるでしょう。

沖縄法政研究所では、この度「裁判員制度の課題と展望」と題したシンポジウムを行います。市民、弁護士および研究者それぞれの立場から、裁判員制度の意義、問題点について議論し、今後のるべき姿について検討したいと考えています。

総合司会 小西由浩（こにし・よしひろ）所員（法学部教授）

#### 1部

基調講演 末崎衛（すえざき・まもる）所員（法学部准教授）

個別報告 釜井景介（かまい・けいすけ）弁護士

坂上暢幸（さかがみ・のぶゆき）裁判員ネット理事

中野正剛（なかの・せいごう）所員（法学部教授）

## 2部 パネル・ディスカッション

### パネリスト

坂上暢幸、釜井景介、小西由浩

司会 末崎衛

基調講演 末崎衛

#### ●はじめに

レジュメでは「裁判員制度導入の意義」というタイトルをつけています。基調報告ということですが、まずごく簡単に裁判員制度の仕組みを、その後で大きく3つのことをお話ししたいと思っています。

まず1つ目は、なぜ裁判員制度を始めことになったのかということ、つまり、裁判員制度導入の目的についてです。この点についてはいろんな考え方がありますが、裁判員裁判は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づいて行われますので、まずはこの法律をつくる過程の中で示された考え方を整理しておきたいと思います。そこで示された考え方が良いのか悪いのかという評価は、後のパネルディスカッションで話題になるのではないかと思っています。

2つ目は、刑事裁判の基本的な仕組みや原則についてです。

そして、3つ目は、少し大きな話になりますが、日本国憲法の下で、裁判所と、国会や内閣など国家機関との関係、また国民との関係がどのように位置づけられているのかについてです。今日のシンポジウムのサブタイトルである市民参加ということの意義を考えるに当たって、憲法が考えている裁判所の位置付けがどういうものなのかというところも少しお話しをしておくほうが、後のパネルディスカッションでの議論に進みやすいのではないかと思っています。

#### ●裁判員制度の概要

それでは、まず裁判員制度の概要をごく簡単にみていきましょう。参考資料として、最高裁判所が作成している「裁判員制度ナビゲーション」というパンフレットから抜粋したものをお配りしていますので、そちらをみながら進めていきます。

まず10ページ、「II 裁判員制度に関する基礎知識編」とあるページを見てください。下に写真が載っているように、まずは職業裁判官、プロの裁判官たちが真ん

中に3人座っています。その両横に3人ずつ、合わせて6人座っているのが、一般的の国民から選ばれる裁判員です。この9人で、刑事事件の審理、そして判決をするのが原則的なやり方になっています。

同じページの真ん中右側に「裁判員裁判を行う裁判所」と書かれています。裁判員裁判を行うのは、原則的に県庁所在地にある地方裁判所です。それ以外に、地方裁判所の支部で行なうこともありますが、沖縄の場合は那覇地方裁判所だけで行っています。ですから、県内のどこで起こった事件であっても、裁判員裁判の対象となる事件の場合は、すべて那覇地裁で裁判が行われるという仕組みになっています。

11ページの右側上に「裁判員裁判の対象事件」という枠があります。具体的な罪名を見ていくと、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、危険運転致死などと書いてあります。裁判員制度は、一定の重大な事件を対象としているわけです。裁判員制度は非常に大きなインパクトがある制度で、非常に有名でもあります。しかし、実際にこのやり方で裁判が行われている割合は非常に少ないのです。実際のところ、刑事裁判全体の2%ちょっとくらいだと言われています。後で数字は出ますが、そういうものだということです。

次に、12、13ページには、裁判員にだれがどういう手続で選ばれるのかということが説明されています。一般の方、普通に暮らしている国民、市民の中から、基本的には抽選で選ばれていくというやり方になっています。いろいろと細かい手続はあるんですが、この報告では省略します。必要であれば、また後でパネルディスカッションの中でお話ししたいと思います。

続いて、14ページには、「裁判員の職務」について書いてあります。裁判員の職務の1つ目は、法廷での審理に立ち会うことです。先ほどの写真にもあったとおり、裁判官と同じ法壇に座って、検察官や弁護人が話すこと、被告人が話すこと、あるいは包丁などの証拠を見ることなど、プロの裁判官と同じように法廷での審理を見聞きすることになります。

職務の2つ目は、15ページにある「評議」に参加して意見を述べることです。法廷で見聞きした言い分（主張）や証拠を踏まえて、その裁判の被告人が罪を本当に犯したのか、たとえば殺人罪が問題になっているのであれば、この被告人が検察官の言っているとおりに人を殺害したという罪を犯したのか、つまり有罪か無罪かと

いうことですが、これをプロの裁判官と一般国民から選ばれた裁判員が一緒に話し合って判断していくわけです。それだけでなく、有罪であるならば、その被告人に対する刑罰はどうするべきか、死刑なのか無期懲役なのか、あるいは懲役何年なのかといったことも、同様に話し合って決めていくことになります。これが評議という作業です。

そして、評議の結果結論が決まると、判決の言渡しを行います。これが裁判員の職務の3つ目です。ただ、判決文は、プロの裁判官が書くことになります。こういったところが裁判員の職務です。

次に、16ページの「裁判員の負担の実際」の項目を見てください。「守秘義務」という言葉が出てきます。お聞きになったことがあるかもしれません、裁判員になった人は、事件に関して外部に話してはいけない、秘密を守らなければいけないという義務を負います。守秘義務の対象になることがからは、同じページの表に書かれており、大きく2つに分かれます。

まず1つは、「評議の秘密」に関することです。評議については先ほどお話ししましたが、その評議の中身を外に漏らしてはいけません、ということです。

もう1つは、「評議以外の職務上知った秘密」とあります。被害者など事件に関係した者のプライバシーや、同じ裁判で裁判員を務めた人の名前などが当たります。判決の言渡しが終わり、裁判員の職務が終わった後であれば、自分が裁判員でしたと話すのは構わないのですが、他に誰々さんが裁判員でしたということは言ってはいけないわけです。

この守秘義務がなぜ裁判員に課されているのか。同じページにも説明がありますが、これは後のシンポジウムの話題の一つになろうかと思います。

裁判員制度の概要についてお話ししておくべきことは、このぐらいかなと思します。

### ●裁判員制度導入の目的

それでは、ここからはレジュメに沿ってお話ししていきます。

「I 裁判員制度導入の目的」と書いた項目ですが、先にキーワードを申し上げておくと、2ページの「2 裁判員制度を導入する目的」のところに、「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上」という言葉があります。その上に枠で囲って

いるのが、先ほどの「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」、この報告では省略して裁判員法ということもあると思いますが、この法律の最初の条文、第1条です。「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ」と書かれています。裁判員制度にはこのような意味があるのだと言っているわけですね。そして、このような意味のある裁判員制度を行うために、裁判員の参加する刑事裁判に関するいろいろなルールを決めたんですよ、ということが書いてあります。

この法律ができるまでの流れを少し見ていきますと、1ページ、1の(1)にあるとおり、平成11年6月に司法制度改革審議会というものが作られています。この審議会も、司法制度改革審議会設置法という法律に基づいて作られていて、同じ法律の2条が所掌事務を定めています。要するに、この法律がこの審議会に、こういうことを考えてくださいと頼んだわけですね。その頼んだ内容の1つに、「国民の司法制度への関与」という言葉が出てきます。この点についても考えて意見を述べてください、ということですね。

こうして作られた司法制度改革審議会という組織が、だいたい2年間にわたっていろんな議論をして、最後に最終意見書を出しました。1ページの(2)に「司法制度改革の3つの柱」とありますが、これはこの審議会が最終意見書で打ち出したものです。司法制度改革の中身は大きく分けて3点あるのだというわけです。この中の3番目にある「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」が必要だという話が、裁判員制度の導入に繋がっていきます。

余談ですが、3つの柱の2番目にある「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」というテーマから繋がっているのが、日本版ロースクールとも言われる法科大学院制度です。この制度の導入で司法試験制度が大きく変わったわけですが、それもこの司法制度改革審議会の最終意見書で打ち出されたものです。ですので、この司法制度改革に関する動きというのは、今日お話しする裁判員制度だけではなく、日本の司法制度そのものの在り方を大きく変えるものだったわけです。

話を元に戻しまして、1ページ(3)、司法制度改革審議会の最終意見書を受けて、平成13年11月に司法制度改革推進法という法律が作られました。その第2条に定め

られた基本理念の内容をみると、「国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し」とあります。ここで先ほどの、「司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上」というキーワードが出てくるわけですね。そしてもう1つ、より大きな目的が次に書いてあります。「もって、より自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。」と。国民の司法制度への関与を広げることは、「より自由かつ公正な社会の形成に資する」ことなんだと、こういう位置付けがされているわけです。

この考え方のつとつ、その後、具体的な制度についての議論がされ、レジュメの(4)にあるように、平成16年5月21日に裁判員法が国会で成立しました。もう7年以上前のことです。この法律ができてから裁判員制度が実際に始まるまで、5年間の期間が置かれていました。新しい制度ですので、まずは国民に周知して理解してもらおうということで、5年間ずっと置いていたわけです。そして、一昨年（平成21年）スタートしたわけです。ですが、こういう周知期間を置いたにもかかわらず、何のためにこんな大変なことをやるのかという疑問は、おそらく多くの方が未だにお持ちではないかと思います。

### ●司法とは何か？

レジュメの2ページ、「2 裁判員制度を導入する目的」に入ります。先にお話ししたとおり、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」がキーワードになるわけですが、ここで「司法」という言葉の意味をみておきたいと思います。

最初の方に書いてある定義を見ますと、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」とあります。具体的な争いに対して法、それは法律だけでなくたとえば憲法も含まれるわけですが、とにかくそうした法を使って解決するのが司法だということです。そして、司法は「国家の作用」、つまり国家権力です。何か具体的な争いがあるときに、予め決まっている「法」というルールでもって解決するのが司法であり、そしてそれは国家の権力として行われるということです。ですから、裁判所が結論をこうだと決めたときには、争いの当事者はそれに従わなければならぬことになります。

### ●社会に対する司法の関わり（役割）

その司法を国民に理解してもらう、そして信頼してもらうということがなぜ必要なのかという話に進みます。

レジュメ3ページの真ん中に書いてありますが、裁判員制度は、「(司法の) 国民的基盤の確立のための制度」として位置付けられています。そしてそのことは、司法制度の機能を充実強化して、その役割を十全に果たすことができるようにして、もって自由かつ公正な社会を形成するために必要なものなんだと、このように位置付けられています。

では、そこにいう司法の役割とは一体何か。同じページの下の枠の中、「第2 21世紀の我が国社会において司法に期待される役割、1. 司法の役割」とタイトルが付いているところを読みますと、「法の支配の理念に基づき、すべての当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、『公共性の空間』を支える柱とならなければならない。」とあります。なかなか難しい言い回しをしていると思うんですけども、これについてお話しします。

4ページの真ん中に★印を付けて「法の支配」という言葉を説明しています。先ほども出てきたかと思いますが、「法の支配」は、「人の支配」に対立する原理であり、権力が治者の恣意的な意思によってではなく、予め存在する法に従って行使されることを要求するものだと言われています。この法の支配の一内容として、「法の下の平等」が求められると言われます。今と違って、国王が国を治める仕組みであったとしても、国王も法には従わなければならないことになり、法に従わなければならぬという点では国民と同じであることになります。この考え方を推し進めると、法の下ではみんな平等であるという理屈に結び付いていくと、こういうふうにいえるのだろうと思います。

もう1つ、★印を付けて「公共性の空間」という言葉を挙げています。こちらについての明確な定義は見当たらなかったんですが、要するに私的な、家の中とは異なり、社会ではいろんな考え方、多種多様な価値観を持った人たちがいるわけに対して、そういう人たちが暮らしている社会、というふうにイメージをしていただければいいのではないかと思います。「公共性の空間」をこのように捉えて先ほどの文

章を読みますと、私たちの社会が動いていくうえで、司法の役割、つまり、何か争いが起こったときに、その争いを法というものに照らして判断して解決していく、こういう働きが非常に重要な役割を負っている、ということなのだろうと思います。「公共性の空間」を支えるものとしてもう1つ、政治部門、つまり政治の役割も挙げられているわけですが、政治の側は、国会で法律を作ることであるとか、その法律に基づいて役所がいろいろな活動をしていくことであるとか、そういった役割を担っているわけですね。このような政治の側の活動と並んで司法もまた大事な作用であって、司法の側もちゃんと働かないと、我々の社会は自由かつ公平な社会ではないのだと、こういう理念が語られていることになるわけです。

### ●国民が司法に参加することの意義

レジュメの5ページに進みます。枠の中の文章で、司法がその役割を果たすためには、司法が国民に根差したものでなければならないという指摘があります。この文章の中で、国民に求められる役割が書いてあります。「統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意に参加し、プロフェッショナルな法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない。」いろんなことが書いてあるんですが、この考え方の背後には、国民主権という原理があると言つて良いだろうと思います。国民主権というのは、国の在り方は国民が決めるという原理で、言葉を変えれば民主主義ですね。ものすごく簡単に言いますと、司法、裁判だけが国民の意思と無関係ではあり得ないという考え方だと言っていいのかもしれません。

今まで裁判所は、国民の意思からはちょっと離れたところにいるように、意識的に離れるような振る舞いをしてきた部分が少なからずあったのではないかと思います。それにはおそらく理由があります。先ほど言い忘れましたが、法に照らして紛争を解決するという司法の作用は、本質的には多数決で結論を決めるものではないわけです。あらかじめ法律で何かルールを決めてある場合に、たとえ多くの人がこのルールに反してもいいと、今はこれでいいじゃないかと言っても、いや、もうルールで決まっているんだからだめなものはだめだというふうに言えるのが司法です。法の支配の原理自体、多数決で決めたことをひっくり返せる原理でもあるわけです。

そうしますと、国民とあまり近づきすぎると多数決に影響されてしまうのではないかと、おそらくこういう考え方があったのだろうと思います。ですので、今まで司法というものが、またはそれを担う裁判所というものが、国民の意思からちょっと離れたところにいた。これは私のイメージですが、そう理解できるのではないかと思います。そこをもっと見直さなければいけない、もっと国民にちゃんと理解されなければいけないというふうに踏み出したのが、裁判員制度の意義なのではないかと思います。

5ページの一番下に、司法制度改革審議会の最終意見書が述べている裁判員制度の意義をまとめておきましたが、裁判員制度の持つ意味はこういうことなんだろうと思います。1つは、国民が司法に、つまり裁判という場に参加して、法曹、つまり裁判官、検察官、弁護士とコミュニケーションをすること自体に意味があり、そのための場として裁判員制度をやるのだと。もう1つは、国民が司法、あるいはプロの法曹、法律家がやっていることを監視する場という意味もある、ということです。

### ●「重大な刑事案件」に限られている理由

レジュメの6ページに進みます。国民が司法に関わるということが非常に重要なだと考えると、ではなぜ、裁判員裁判の対象が刑事案件、それも重大な刑事案件に限られているのか、という疑問をもたれるのではないかと思います。

このページの〈参考〉と書いたところに平成21年のデータを載せています。この年の5月21日から裁判員制度がスタートしていますから、この日以降に起訴された裁判員裁判の対象になった事件数ということになりますが、それを見ていただくと、実際に裁判員制度の対象になった事件は、全部の刑事案件の中のわずか1.29%です。仮に、同じ平成21年の1月1日にこの裁判員制度がスタートしていたと仮定して、対象になっていた事件がどのぐらいあるかをみると、それでも2.3%にすぎないとということです。裁判員制度は非常に大々的に取り上げられていますが、国民の司法参加が重要だと言っているわりには、実はこの程度の参加でしかないわけですね。

一体なぜこんなことになっているのかという話ですが、同じページの枠の中にその理由が書いてあります。時間の関係で読まずに意味だけをお話ししますが、おそらくはこういうことだと思います。国民に司法へ参加してもらうことは大事だけれど

ども、しかし、いきなりすべての裁判に国民に参加してくれと言っても難しい、そうすると、まずは対象とする事件を選ぶしかないと。ではどういう事件を対象にするべきかと考えると、おそらく国民の関心が高いのは刑事案件であり、その中でもやはり死刑になる事件のような重い犯罪の事件に関心があるだろうから、そういう事件からスタートすべきではないかと。こういった考え方で、重大な刑事案件が対象に選ばれて、まずは裁判員制度がスタートとしたということです。

ですから、今後、重大な事件以外にも広がっていく可能性はあるかもしれません。また、沖縄では特にいろいろ問題になるかもしれません、国、行政を相手方とする事件にこそ、むしろ市民の感覚を反映させるべきではないかといった議論も当然あります。今の裁判員制度が一定の重大な刑事案件に限られているのは、あくまでも初めに選ばれたにすぎないのだと、こう理解していただいたら良いと思います。

### ●刑事裁判の基本的な仕組み

レジュメ7ページの「II 刑事裁判の基本的な仕組み」のところは、時間の関係でかいつまんでお話しします。

刑事裁判そのものは、裁判にかけられているこの人（被告人）が犯罪を行ったのか、そして行ったとすれば刑罰をどう科すべきかを判断する手続ですが、一方で、裁判を受けること自体は、実は訴えられた被告人の権利でもあるわけです。悪いことをした場合に、悪いことをしたんだから、こいつには何をやってもいいだろうと、昔だと拷問とかされていたりもしているわけですが、そういうわけにはいかないわけですね。まず、本当に犯罪をしたのかどうかを慎重に見極める。本当に犯罪をしていたとして、ではどういう刑罰を科すべきかについても慎重に判断するべきである。そういう慎重な手続を経て、はじめて刑罰が科されるべきであって、そういう手続をやらない限りは、人はだれであっても刑罰を科されることはないのだと。これは被告人の側の、訴えられる側の権利なのです。これは憲法で保障されています。

つまり、刑事裁判という仕組みそのものは、もちろん犯罪をした人に対する刑罰を科すための制度ですが、しかし一方で、その刑罰を科されるかもしれない、訴えられている被告人のための制度でもあるわけです。

こういう理解を前提にしますと、刑事裁判に国民が参加することは、刑事裁判が

被告人のための制度であることを曲げることにならないか、という疑問が出てきます。この点についてはいろんな議論があると思いますし、明らかに曲げてしまうと考える方もいます。要するに、プロの裁判官が審理してはじめて、その被告人の人权は守られるのだというような考え方をするわけです。今日のパネリストの方々がどうお考えかは後ほどお聞きしたいと思いますが、そういう考え方にしてば、裁判員制度はけしからんということになるでしょう。そういう議論もあるということです。

次に8ページの「2 刑事裁判の諸原則」というところですが、この中の③口頭主義、つまり、裁判の手続は口頭で、口で話して行われなければならないという原則は、裁判員制度が始まったことによって、実際にかなり行われるようになってきています。今までの刑事裁判は、書類が中心になっていたわけですが、このあたりの変化はだいぶ起こっているのではないかと思います。この点については、おそらく後で釜井弁護士からお話があるかと思います。ほかにも公正に裁判を行うための原則や制度がいろいろあるわけですが、これらも、人は公正な手続でこそ裁かれるべきであるという考え方に基づくものだということができます。

### ●裁判所と国民との「距離」

最後に、レジュメ9ページの「III 憲法が定める裁判官の選任・解任（罷免）制度」に図を書いてあります。一見するとわかりにくいかもしれませんが、簡単にお話ししますと、裁判官をだれがどうやって選んでいるのか、あるいはどうやって辞めさせるのかという、選任や罷免に関して憲法が定める仕組みを書いたものです。それで、結論から言えば、裁判所、裁判官に関しては、できるだけ国民の意思から遠ざけようとしている部分があると思います。

裁判官の選任については、細かくいえばいろいろ分かれてくるんですが、たとえば最高裁判所については基本的には内閣が選ぶことになっています。ではどうやつたら辞めさせることができるか。1つだけ、国民が直接意思を示せる手段があります。最高裁判所の国民審査という制度です。これだけは実際に国民の投票で辞めさせるかどうかを決められるわけです。しかし、かつてこれで辞めた裁判官は1人もいません。

国會議員は、毎回選挙で直接国民に選ばれますね。皆さんも二十歳になっていれ

ば選挙権があるわけで、選挙での投票で誰を議員にするかを選んでいくわけです。

そういうものと比べると、裁判官についてはかなり違つてることになります。

これはあくまでもどうやって選ぶか、どうやって辞めさせるかという話ですので、国民の意思が実際に反映されているかという話と必ずしも結び付くとは限らないのですが、しかし、その地位に誰を就けることができ、辞めさせることができるという権限は大きいわけとして、これを国民が持っているかどうかというのは、ひとつの大きな差別になると思います。そういう視点でみると、憲法は、裁判所を国民の意思から少し離したところに置いているといえます。間接的には国民の意思とつながっているんですが、しかし、ちょっと離したところに置いてあるわけです。

なぜこのような仕組みをとっているのかというと、10ページの一番下に★印を付けて書いてありますが、おそらくは、憲法76条3項が定める裁判官の職権行使の独立に配慮しているのではないかと思います。職権行使の独立というのは、裁判官は憲法、法のみに拘束される以外、だれの言うことも聞かなくていい、独立して自分の良心に従って裁判をすればいい、ということです。裁判官がだれかの命令を受けて裁判するようでは、公正な裁判は望めないわけですね。そういう裁判の在り方では、被告人の裁判を受ける権利も意味を持たないことになります。公平な裁判ができるところであってはじめて、この権利が意味を持ちます。そう考えると、やはり多数決で決めるというところからちょっと離しておいたほうがいいのではないかと。国民の意思を反映させるということになると、どうしても多数決で決めるべき、多数に従うべきという発想がどうしても入ってくるのではないか、であれば、そこから離しておこうじゃないかという発想ですね。

ですので、もしこういう理解をしている人がいると、やはり国民が直接裁判に関わるという制度については、あまりよろしくないのではないかという感覚を持つだろうと思います。裁判員制度について、いまだに強い反対論はあるようですが、そういう反対論の根本には、今のような考え方もあるのではないかと思っています。

### ●おわりに

最後のページには「IV 検討の視点」というものを書いてあります。後のパネルディスカッションをこのとおりにやるというわけではありませんが、例えばこんなことが問題になるのではないかと考えたことを挙げておきました。後で見ていただ

ければと思います。

すみません、案の定、時間が足りなくなってしまいまして、かなり省略していました。足りないところは、また後のパネルディスカッションの中でいろいろと整理していきたいと思います。ひとまず私の報告は終わります。ありがとうございました。

#### ○釜井景介氏

私は裁判の現場に接している弁護士です。今日のパネリストのメンバーでは唯一、現場に出ていますので、今、裁判員制度が導入されて、裁判の実情がどんなふうになっているかということを中心に話していきたいと思います。

レジュメを見てください。2番目の裁判員制度の特徴を知っていただくためには、これまでの裁判はどうだったのかということを、まずお話ししたほうがわかりやすいと思います。これが1点目の裁判員制度導入前の裁判ということです。

私が刑事裁判を初めて見たのは、平成元年、司法修習生になったときです。裁判官になったのが平成3年です。当時、東京地方裁判所の刑事部の裁判官をやっていて、その後も刑事関係の裁判を主に担当しておりました。その当時の経験を感じたことをここに4点ほど書いております。調書裁判、口頭主義の形骸化、五月雨審理、精密司法。こういったことは、私が初めて裁判に接した平成元年よりももっと前ですね。おそらく1980年ぐらいから言われていたことだと思います。これらが具体的にどういうことか。同じ事実を上から見たり、下から見たり、横から見たりしているようなことなんですが、もう少し具体的に話してみたいと思います。

最初に、調書裁判という言葉は、もしかしたら聞いたことがあるかもしれません。去年、大阪地検の特捜部が担当した厚生労働省の村木局長が無罪になった事件がありました。あのときに調書の信用性、調書の任意性とか、いろんな言葉がよくニュースで出てきたと思います。その調書ですね。調書というのは、※印で書いていますが、正確には「供述調書」とか「供述録取書」と呼ばれています。

皆さんの中に警察とかで事情聴取を受けた方はいませんか。参考人とかでもいいんですけど、そういう方はいませんか。

別に恥ずかしいことではないと思いますが、供述調書はどうやってできるか。警

察官を例にとりますと、警察官が事情を聞きます。ある交通事故があったとします。何月何日何時ころ、目撃者に対する事情聴取を念頭に置きます。このときに、なぜそこにいたんですか、たまたまそこを通りかかりましたとか、そこで何を見ましたかとか、どの位置から見たかとか、まずその車はどここの位置で見ましたか、衝突したところはどの地点でしたかとか、こういうことをずっと聞いていくわけです。その事件に関する情報をいろいろ聞いていきます。

1時間、2時間くらい聞いた後に、それをまとめますということで、警察官がパソコンで聞いた話をまとめるわけです。本人が作った作文のようにまとめるわけです。例えば、私は何月何日何時何分ごろ、どこどこを通りかかりました、ちょうどそこで何かがどうこうしているときにバーンという音がしました。振り返ったら車がぶつかっていました。こういうように本人が書いたような作文をパソコンに入力する。パソコンに入力したものをプリントアウトします。プリントアウトして、本人に内容確認して、これで間違いありませんかと。本人が最後の部分に間違いありませんということを署名して、その下に、それを作成した警察官が署名するわけです。ですから、これを作ったのは警察官です。警察官が本人の話をまとめて、これが供述調書になるわけです。

この供述調書では、警察官は本人が話したことを全部書くわけではない。警察官にとって大事だと思うこと、いろいろ話を聞いた上で、警察官にとって大事だと思うこと、これをまとめわけです。そこで、後からいろいろこれが信用できるとか、信用できないという問題にもなってくるわけです。要は、取り調べられた人の言ったことが全部書かれるわけではない。本人が使った表現どおりに書くわけではない。供述調書というと言ったことがそのまま書かれているようなイメージがあるんですが、実際には取調べ官がつくった作文です。変な意味ではないですよ。良い意味でも悪い意味でも作文ということです。それが供述調書です。

その調書裁判というのはどういうことかというと、裁判が調書をもとに行われているということです。

2番目の口頭主義の形骸化ということとも関連するんですが、刑事裁判では法廷を開きます、その法廷で証拠を調べている。有罪か無罪か、あるいは調べた証拠により刑の重さを決めていく。法廷で調べた、裁判という場で調べた証拠で決めるん

です。では実際のところ、その法廷がどういう場になっているかというと、そこでは証人が出てくるわけではないです。有罪を認めると、捜査機関がつくった書類がポンと出されるわけです。内容も簡単に、これは誰々の供述調書で、事故現場を見た状況が記載されています。こんなことでさらっと終わってしまう。要は、その書類を出すための手続みたいなものです。

実際には、裁判官はその場でざっと書類を見て、その場で被告人に直接聞いたりもしますので、ある程度は見ます。この事件で有罪か無罪かは、今みたいな事件ですと、「私はやっています、間違ひありません」と最初に言いますから、有罪というのはわかるわけですが、刑をどうするかということは、法廷ではなく裁判官室に帰って、たくさんの記録をじっくり読んで、そこで考えるということです。ですから、調書を読んで、それによって判断をする。法廷で見て聞いたことではなくて、調書に基づいて裁判をすると。これが調書裁判ということです。

今、私が例にとったのは自白事件ですね。最初、裁判が始まり、第1回期日の最初に被告人に対してこの事実は間違いないですか、どうですかと、こういうふうに聞きます。間違いないと言えば、これは自白事件になりますが、そういう例で説明しました。

否認事件、私はやっていますという事件です。この事件でも、実は調書裁判という面があるんです。どういうことかというと、これはまさに先ほどの村木局長の裁判ではないですけれども、やっていませんと否認します。そうすると、調書はすぐには出てこないわけです。まずは証人から聞きました。証人尋問が延々と続くわけです。またこの証人尋問というのは、やっている当事者も裁判官も、この場で、今、聞いているその場で心証を取ろうと思って、やってないわけです。極端に言えば。質問をして答えてもらって、それを記録に残すわけです。記録をつくるための証人尋問なんですね。

なぜかというと、その下の五月雨審理とありますが、今やっている裁判官が裁判をするとは限らないんです。長らく経つてしまうと、裁判官も人事異動で替わるわけです。ですから、長い事件ですと6年も7年もかかっていました。私が東京地裁の最初のときに担当していたリクルート事件があつたんですが、私も途中で替わってしまいました。判決までに10人以上の裁判官が関与しているわけです。ですから、

法廷の場の心証とかは意味がないわけです。何を記録に残すかということに意味があつて、そういう観点で質問する。ですから、1日も2日も3日もかけて質問するわけです。

そうやって質問をした挙げ句に、その証人が取り調べのときと違った内容、つまり調書と違った内容を話します。そうすると、今度は調書とどっちが信用できるのかという問題になるわけです。その段階で、その調書が証拠として出てくるわけです。そうすると、裁判官は、裁判官室、あるいは自宅かもしれません、重要な証人になっているだれだれさんの捜査段階の調書を見ている。もう1つは、法廷で述べた内容の証人尋問の調書、この2つの調書を読み比べて、ほかの証拠と突き合わせてどっちが信用できるか、こういうことを精密にやるわけです。ですから、それもまさに調書裁判なんです。

そういう裁判では、証人尋問をやって、反対尋問の期日を次に入れます。いつに入れますがということで次の期日を指定する場合、弁護人なり検察官は、調書はいつできますかということを言うわけです。調書ができる、それを検討してからですから、いつもお願いしますとか。そうやって期日が決まるわけです。1カ月に1回とか2回とか、最近、1カ月に1回というのはさすがにないです。これは裁判員裁判の影響もあります。1カ月の間に連続で2～3回期日を開いたりしています。でもその次の期日はまた翌月とか、こんな感じで、とにかく期日間はかなり空いています。こういうのが今までの典型的な姿です。多少大げさにいっているところはありますけれども、そんな感じです。

ここで求められていたのは、精密司法。非常に細かいところまでも、枝葉末節まで事実を明らかにしようとする。これはどういうことかというと、法廷での話、法廷での証人尋問と調書と、捜査段階での調書、この調書、どっちが信用できるかということについて、細かいところのどこが客観的事実と一致しているかとか、客観的な事実と矛盾しているかとか、そういう細かい部分までチェックするわけです。

例えば捜査段階の調書が信用できないというケースで、捜査段階の調書が例えば5通あるとします。5通のうちに、最初はこぶしで殴っていたと言っていたのが、だんだん平手になって、こぶしになっていると。最初は手で殴ったと言ったのが、次は右手になって、また手に戻っているとか、こういうことを延々と細かく分析し

ていく。これを精密にやっていくわけです。そういう手法で信用性を評価しますから、調書を作る警察官や検察官もそれに負けまいと、もっと精密になるわけです。精密になって、ちょっとでも前の供述と違えば、ここは前の供述と違うのはこうこうこういう理由なんです、こんな説明までついてくる。ここまで精密にやるわけです。それが可能なのは、この書面を細かく見るからなんです。こういう書面中心の裁判が行われていたということです。

下に書いていますが、このような運用の下で、厳格な公訴提起の基準というのを検察官は設けています。検察官は120%ぐらいの捜査をやって、絶対間違いないと思う場合しか起訴しません。ですから、100%近い有罪率ということになってくるわけです。先進国の例と比較し見ても100%近い有罪率の日本の刑事裁判の実態というのは、本当に異常だと思います。無罪になるべきなのに有罪になっているケースがあり得るということを否定しませんが、むしろ問題は、本来だったら起訴されて有罪になるような事件を検察官は起訴していないということだと私は思っています。少しでも疑問があれば起訴しない。検察にしてみれば、被告人の不利益を考えるとかいいろいろ言います。やはり検察官はそうやって無罪になったらマスコミに責められるとか、いろんなことがあって起訴しないと。こういうところが行きすぎではないかというようなことがずっと指摘されていました。

今、私が申し上げていることは、刑事訴訟法が施行されて30年、40年のころから言われてきたことです。つまり今から20~30年前から言われてきたような問題です。ところが、なかなかこれが運用が変わることはなく、ますます精密司法になってきたようなところがありました。そういうふうにきていたところで、今回の裁判員裁判が導入されたということです。ただ、裁判員裁判が導入されたのは、今、私が申し上げたようなことを断ち切るためにやったわけではなくて、これはまた別の観点から入ってきたものです。

では、裁判員裁判になってどうなったかというと、裁判員裁判は、例えば簡単な事件ですと、3日間で判決になるものもあります。初日の午後から審理をして、2日目の午前、場合によっては午後の初めぐらいまで審理します。その2日目午後から翌日の3日目の昼ごろまで評議をします。判決内容を決めて、判決は3日目夕方に言い渡される。こんな流れになります。

当然、夜まで議論するわけにはいきません。普通の常識的な時間になるはずです。遅くとも6時ぐらいまででしょう。皆さん家に帰って宿題がありますとか、こんなわけにもいきませんので、裁判所にいる時間で議論する。裁判所にいる間にみんなで証拠なんかを読んでいる時間はないんです。そんなことは想定していませんから。ですから、法廷にいる、この場でわかつてもらわないといけない。その場で理解してもらえるような証拠調べが必要になってくるわけです。

ですから、裁判員裁判の特徴、口頭主義の徹底、法廷でわかるということは、読まなくていいということです。もちろん読むような資料もありますが、そこで聞いてわかる。その場でこの人が言っているのはこうなんだとわかる、そういうふうに徹底しているということです。まさに法廷で見て聞いてわかる裁判は、標語のように言われますが、そういう裁判になっていると思います。1日、2日、3日で終わるという集中審理です。集中しないと、忘れてしましますよね。日が経ってしまうと。証拠を読み返さないといけない。そういうこともありますので、集中して審理することになります。

それがある意味、精密司法、細かい認定から抜け出す、そういうことをやめてしまうということにもつながります。ラフな事実認定、どうでもいいやと、大体のところで認定しようということになってはいけないのはもちろんです。ただ、枝葉末節、意味がどこまであるかということをこれまでやっていた部分がありますが、そういうところに入らない。それは、当事者、検察官、弁護人のほうで、本当に意味のある部分、本当に争点として意味のある部分を中心にして主張して立証することによって判断してもらうということです。そういうふうに今の法廷は、かなり劇的に変わっていると思います。

皆さんの中で、裁判の法廷、傍聴に行かれた方はいますか。それは裁判員裁判でしたか。

普通の裁判になると、何か適当にやりとりして、もごもごと言っている、ふにやふにやと、何かいつの間にか終わっている。わかるのは被告人質問のときの被告人が何を言っているかぐらいです。今、裁判員裁判を傍聴に行けば、本当によくわかります。傍聴人でも同じぐらいの情報量がありますから。本当に様変わりしています。大体月に2件ぐらいやっています。裁判所に問い合わせれば日程を教えてくれ

るのではないでしょうか。行ってみたらおもしろいのではないかと思います。こういうふうに大きく変わっています。

それで、裁判所の役割もちょっと変わってきているような気がしています。それはどういうことかというと、裁判員裁判が始まる前は、裁判所は検察官に対して非常に後見的役割、弁護人に対しても後見的役割を果たしていました。つまり、本来、有罪となるべき事件は、やはり有罪になるべきなんだということで、検察官の立証の足りないところを補足してあげる。わかりやすく言っているので語弊があるかもしれません、直接的にそんなことはやりません。単純化して話しているものとして聞いてください。また、弁護人がちゃんとやってないと、弁護人の活動の足りないところを補充してあげるとか。こちらの方はわりと露骨にやっていました。

でも、裁判員裁判だと、そういうのは難しいわけですね。法廷でやったことで判断しましょうというときに、一般の方からして、なんで裁判官はあっちの肩を持つんですかとか、法廷ではこれしか言ってないですよということになると思います。ですから、裁判官の役割は、非常にアンパイヤの役に撤すると、検察官の立証が足りなければ、足りていませんねで終わる。検察官は言ってないけど、実はこんな事情があるんですよと、こういうことで、例えば検察官の論告を補充するようなこともできにくくなっている。そこは私は見てないのでわかりませんけれども、そういうふうになっていると思います。実際に裁判官の方からもそういった意見も聞いていますし、日本の裁判官の立場がだんだん、本来のあるべき裁判官の立場に近くなってきたような気がしています。

ただ、これは裏を返すと、当事者にとっては非常に厳しくなっているということです。弁護人としても、きちんとやらない限り救ってもらえないということなんですね。それは、でも被告人の不利益になりますので、弁護人としてはやはり絶対ミスをしてはいけない。そういう緊張感を持った法廷になる。こういうことだと思います。

課題のほうにいきますけど、私自身はこういう裁判員裁判の導入されたことによる大きな変化というのは、刑事裁判にとって、全体としても望ましいものではないかと思っています。これは被告人の権利という意味でもそうですし、真実を明らかにしていくという意味でも、いろんな意味でそう言えるのではないかと思います。

ただ、課題としてはいろいろあります。日本でこういった市民参加の裁判が導入されたというのは、戦前の1930～1940年ぐらいですか、一時期ありましたけど、それから70年、80年余を経て導入されています。いろんな点を考えないといけないのは当たり前の話です。

1点目、私が一番気になっているのは、責任能力が争点となるケースに対する対応です。皆さんもよく新聞で精神障害を持った方が事件を起こす。統合失調症やうつ病、いろんな精神障害がありますが、そういう方が病気の影響で殺人事件を起こしてしまった。そういう事件の場合、責任能力が問題になって精神鑑定をすることになります。精神鑑定で心神喪失とか心神耗弱とか、刑事責任を問えるかどうかということを判断してもらう。その判断過程を鑑定医師に法廷でいろいろ話してもらう。最終的には裁判員と裁判官が決めるんですが、責任能力という概念が非常に難しいんです。完全責任能力、心神耗弱、心神喪失とあるんですが、法律家でもなかなかうまく説明できないような難しい概念です。さらに難しいのは精神医学です。精神医学、この病状がどうかとか、その人が何病であって、その程度がどうかとか、事件との関連はどうだったのか、こういうのは非常に難しいです。

法的概念の難しさだけであれば、裁判官、弁護士、検察官が努力すればある程度は解決できますが、精神医学の難しさは、精神科医の方は別に法廷の精神鑑定を専門にしているわけではなくて、彼らは皆さん、日々の精神医学といいますか、治療が本務ですから、裁判向けにそんなに無理はできない。いくらわかりやすくしてほしいと言っても限界があります。そういう事件で、結果的に病気と事件の関係がわかりにくかったときに、判断の針はどっちに振れるのかというのがよくわからないわけです。精神科医の方の話がよくわからない、完全責任能力にいくのか、心神喪失にいくのか、これは本来であれば、立証責任という問題があつて、わからなかつたら、それは無罪、被告人の責任を軽くする方向で判断されるべきなんですが、本当にそういうふうなるのかというのは、私自身は疑問に思っています。特にこういう責任能力が問題になる事案、病気に支配された犯行は、ものすごく悲惨な犯行が多いんですね。刃物でめった刺しにするとか。そういう結果を目の前にして、一般の方がこの人に対して無罪と言えるのかなという疑問があります。それと、先ほど言った精神医学の難解さを裁判員に理解してもらうのは、相当ハードルが高いので

はないかということです。このような事件については、裁判員裁判の対象から除外すべきではないか。私自身が一番思っているのはこの点です。この点は、導入される前から思っていました。

もう1点、これはあまり取り上げられてないんですが、量刑の在り方、どうやって刑を決めるか。法定刑の決め方と関連しているんですが、例えば殺人罪の法定刑は、死刑と無期と5年以上の懲役なんです。1人殺人した場合に、法律上は死刑でもいいし無期懲役でもいいし、懲役5年でもいいわけです。それって何の基準にもならないじゃないか。もともと裁判官というプロであれば相場観があるわけです。相場観でこれはこうだろうと言うんですけど、一般の人には通用しません。何か法律でもう少し刑を細分化するとか、そういうことを決めるべきではないかというのが私の意見です。

実際には、量刑データベースというのがあり、例えば被害者1人、凶器が何と書いて、こうやって過去の事例をキーワードで検索すると、大体量刑がこうなっています、こういうのが出てくるわけです。それにしても、例えば、下が3年から、上が死刑、無期懲役までとなったりして、どこまで参考になるのかどうかよくわからない。分布の山がここにあるとか、真ん中がここだかとか、そんな簡単な話ではないんだと思うんですね。ですから、もう少しここはきちんと法律で決めたほうがいいのではないかなどと思っています。ただ、そうは言うものの、この刑法を改正するのは大作業になります。結構難しい問題ですので、実現できるかどうかは難しいのかもしれません。

その他諸々、始めてまだ2年ぐらいですので、これからいろいろなところで実情を見ながら変えていくところがあるのではないかと。裁判員裁判は3年後見直しがあって、法が施行されて3年間で見直しましょうというのがありますが、それにとどまらず、常に見直して、良いものに変えていくべきではないかと思っています。

私は弁護士としてやっていますが、弁護士としては、ある意味、やりがいのある制度だと思っています。自分の立証がうまくいけばそれだけ裁判員を説得することもできるという面もありますが、自分が失敗すれば、納得してもらえず不利になるということです。プロとしてはむしろ当たり前、これまでがぬるま湯的な裁判だったのかかもしれませんのが、そういう意味で非常に緊張感のある裁判で、きちんと準備

してやっていかないといけないと私自身はいつも思っております。  
まとまりのない話だったかもしれません、とりあえず私のコメントは以上です。  
ありがとうございました。

### ○坂上暢幸氏

裁判員ネットという市民団体で理事をしている坂上暢幸と申します。今日はよろしくお願ひいたします。初めに申し上げます。私は、法律の専門家ではございません。普段は会社で仕事をしています。

市民が司法に参加する。こういう制度が出来上がって私たち市民が裁判員になるわけです。ですから、主人公というか主体になるはずなんですね。そういった話が先ほど末崎先生からもあったかと思いますが、それが主権者という言葉で表されるものだと思います。そこで市民が裁判員裁判を主体的にとらえることが必要ではないかと思い、この活動を始めました。その意味で裁判員ネットがどんなことをやっているのかということを導入の部分でお話しさせてもらい、その後、裁判員裁判が抱えている現状の課題についてもお話しさせてもらいたいと思います。

裁判員ネットは市民の視点から裁判員裁判を考える機会をつくります。制度が始まって1年半ちょっと経ちました。なんとなく新聞やテレビでは聞くけれども、いまいちよくわからないし、自分も裁判員になるのだろうかなど、イメージがつかめずにぼんやりしたままの方も結構いるのではないかと思います。それは私自身もそうだったんですね。私も会社に勤めていて、裁判員裁判が始まると聞かされて「何それ？」という感じだったんです。そこから自分で調べていくうちに、意外と周りの人も知らないままだし、知らないまま参加が要請される。そして裁判所に来て判断してください、裁判をやってくださいとなっているわけですね。ですから知らないままではちょっとまずいのではないかという思いもあって、裁判員ネットの活動をはじめました。

裁判員ネットは裁判員裁判についての情報を収集、発信して、市民が主体的に関わることができるようを目指した非営利団体です。会社員、臨床心理士、学生、それから弁護士などが携わって運営しています。運営メンバーは、大体社会人が10名ぐらいで、あと20名ぐらいは学生です。学生はデータを集めたり取材活動などもし

ています。主に活動している場所は東京です。ほかにも裁判員制度についていろんな意見をインターネットで集めており、遠くは青森から、西は大阪、あるいは福岡からもご意見をいただくような活動をしています。

そういう活動の1つとして、裁判員裁判を実際に傍聴しようということで、「裁判員制度市民モニター」というものをやっています。裁判員裁判を傍聴したことがある方は、ここの中には現段階では1人もいないということですね。裁判員裁判は、見て聞いてわかるというのが原則になっています。ですから、実は傍聴席にいても裁判員とほぼ同じ情報を得ることができます。そうすると、市民として傍聴席の人も、法壇に裁判員として座っている人も、同じ情報をどういうふうに受け止めたかということは、かなり共通する部分があるのではないかと思っています。そして裁判員裁判のチェックも含めてきちんと傍聴しよう、という活動をしています。

そしてこの「市民モニター」ですが、裁判員制度を私たち市民の問題としてとらえ、多くの人と一緒に考えるきっかけにしたいと思っています。皆さんは那覇地裁がすぐそばにあるわけです。那覇地裁の裁判員裁判の予定は、インターネットで公開されています。那覇地方検察庁のホームページを見てください。裁判員裁判の予定を載せています。ぜひ見ていただきたいと思います。

では、「裁判員制度市民モニター」を目指すものを簡単に説明します。裁判員裁判の現状を市民の多くの人に見てもらって、変えるべき点、あるいはここが課題ではないかという意見をたくさん集めます。それを「提言」という形でまとめていきたいと思っています。そういうことから、裁判員制度の変革を目指していきます。

その一方で、裁判の現場を見ることによって、実際に市民が「裁判ってこういう仕組みになっているんだ」「刑事事件は、こういう手続きで進められているのだ」ということを裁判員になる前の段階で理解しておくことも大事ではないかと思っています。ですから、市民の司法に対する理解を事前の段階で深めていくことも、市民モニターを通じて行ないたいと思っています。

では具体的に裁判員制度市民モニターではどんなことをやっているかを説明します。3つあります。1つ目が、実際の裁判を「傍聴」することです。ここに「モニターシート」があります。アンケート用紙みたいなもので、裁判の流れに沿って書

き込みができるシートになっています。裁判になると実際のやりとりがいきなり始まりますので、今、何の手続きで、どういった意味が込められて、全体の中でどのような位置づけで今の手続きをやっているかがわからないときがあります。そこで、このシートを使いながら裁判の流れを追いつつ、そこで感じた内容などを書き込めるようになっています。これは裁判員ネットのホームページからも無料でダウンロードできるようになっていますので、もしも時間があつたら見ていただきたいと思います。

2つ目に、傍聴をしましたらその傍聴した事件について判決を考えてみようではないかということで「模擬評議」というものを実施しています。この模擬評議をやることで、実際に裁判員の人たちがどういった議論を行っていったのか、その内容に迫ることができますと考えています。先ほど少しお話がありましたと、裁判員の方には守秘義務が課せられます。従って評議の場で、例えばこの被告人に関しては懲役10年がいいとか、20年がいいとか、そういう内容については一切話してはいけないんですね。ですから、実際にどういった基準で、どういった議論を経てその判決に至ったのかがわからぬまま、ブラックボックスの状態なのです。しかし模擬評議をやることで、実際の判決と差があつたら、どうしてこういう差が出てきたのか。逆に同じだったら、やはり同じような議論があったのではないかと、ブラックボックスになっている評議の内容に少しでも迫ることができるのではないかと思い、行っています。

3つ目に「意見交換会」をやっています。実際に裁判員を経験された方を招いて話を聞いたり、あるいは裁判員裁判を傍聴した人で議論し、こんな課題があるのではないか、こんなところがわからなかつた、というような意見を自由に交換したりする場をつくっています。さらに東京の弁護士会さんともやっています。これは、弁護士の皆さんは、裁判員の方、市民の人が、自分がやつた弁護活動をどういうふうに受け止めたかわからないということがあり、市民モニターと意見交換をする場も設けています。こういう形で市民の声を、現場から収集して分析するということをやっております。

次に今までの市民モニター活動の実施状況を説明します。これまでに90名の方がモニターをやってくれました。内訳は、20代の方が圧倒的に多く、学生あるいは主

婦などが多いです。今までに傍聴した裁判の数が30件で、154件のモニターシートが集まっています。全国でやっていて、北は青森から西は鳥取に至る裁判員裁判の傍聴記録が集まっています。模擬評議も7回ほど実施し、48名が模擬評議に参加しています。

加えて、裁判員を経験された方から実際にお話を伺うということで、意見交換会もやっていますが、もっと公の場で感想などを広く聞いてもらう機会をつくるということで、公開フォーラムを開催しています。また裁判員経験者には個別にインタビューも行って、経験者の生の声も集める活動もしています。以上が、これまで行ってきた私たちの活動内容です。

では次に、この活動から見えてきた裁判員裁判の課題はどのようなものがあるのかということに関して、ちょっとゆっくりとお話をていきたいと思います。

裁判員制度には幾つか課題があるのですが、時間の関係もありますので、今日は2つお話ししたいと思います。まず、「証拠・証人の不足感」が挙げられると思っています。これは簡単にいうと、「もうちょっと証拠が見たかった」、あるいは「もうちょっと証人が出てきたほしかった」という感想が市民モニターからも裁判員経験者からも寄せられています。このことから、「自分たちが判断する上で前提となる情報がきちんと全部揃っているのか」ということに関して非常に不安を覚える場面もあるのだということが指摘できると思います。

では、裁判員裁判でどうしてこんなことが起こるのかということで、推測でしかないのですが、「公判前整理手続き」という手続きの在り方に起因しているのではないかと考えます。またちょっと難しい言葉が出てきました。聞き慣れないですね。テレビや新聞で裁判員裁判が報道されるのは、公判の部分です。その公判の前に手続きがあるということなのです。

この手続きは何をするかというと、弁護士、検察官、裁判官、という法律の専門家三者が集まって、裁判員裁判で取り扱う証拠や争点などを決めます。また、そこで日程も決めます。この日に市民を裁判員として来てくださいと呼ぶわけですから、日程を決めなければいけない。でも日程を決めるのであれば、当然のことながら、時間の制約がある。ですから争点を何にし、どの証拠をチョイスするのかということも、この整理手続きの中で話し合いがされます。非公開ですから裁判員となった

市民も、その詳細まではわかりません。裁判員裁判の冒頭で、公判前整理手続きはこんなふうに行われたと概要是説明されることはあっても、詳細に説明されたことは今のところないようです。

公判前整理手続きでどの証拠を選ぶか、証人はだれを呼ぶか、こういうことが決められるわけですね。これは非常に穿った見方ですので、こうだとは言うわけではないのですが、法律の専門家によって、裁判員裁判のシナリオが事前に決められてしまい、裁判員裁判の公判のときには、ある程度筋書きが出来上がっているのではないか、という不安も常にあるわけです。ですから公判前整理手続きの在り方も今後、検討しなければならないのではないかと思っています。どの証拠を法廷で取り扱うかということについてですが、実際にこういうことがありました。ある東京で起きた殺人事件に関する裁判なのですが、医療費が払えず、病院に入院している家族を殺してしまったという事件がありました。医療費に困っているということですが、どれぐらいお金に困っているのか。例えば預金が幾らなのか。普通、お金に困っていれば裁判員裁判でも通帳のコピーなどは画面で表されたりするのですが、その裁判員裁判ではお金に関する証拠が一切出て来ず、お金に困っているのはどれくらいなのかということがあいまいなまま進んでしまったということがありました。モニターからは「なぜ証拠を出さなかつたんだろうか」「それで決めてしまつていののか」と不安な声が結構寄せられたんですね。というように、法廷に出てくる証拠や証人が限定されてしまい、判断材料が不足した状態で裁判員が評決することを迫られていることもあるのではないかということが指摘できると思います。

一方で、裁判員を経験者から寄せていた声ですが、裁判所は時間に関してすごくうるさいというか、きちつきちっと時間どおり進めいくことをかなり気にしていたそうです。市民を裁判所に呼びつけて裁判をやっているわけですから、時間どおりやることに相当気を遣っていたのだと思われます。ところが、逆に裁判員としては、仕事を休みにして覚悟を決めて裁判員をやるからには、「もうちょっとじっくりと付き合いたい」という思いがあった。ということで、時間的・物理的な裁判員の負担軽減だけではなくて、「市民が裁判員として審理するのに必要な証拠・証人の充実」は、今後もっと検討していくべきではないかと思います。

次にこの活動から見えてきた裁判員裁判の課題点の2つ目として「裁判員の精神

的な負担」についてお話をします。ようやく最近クローズアップされてきたと思いますが、特に死刑が求刑された事件などでよく言われているところだと思います。この件に関しては、裁判員を経験された方や市民モニターをした人から同様の声が寄せられています。そもそも刑事事件は、私たち市民にとっては非日常的な話ですので、行ったこともない人が裁判所に行くのは、そのこと自体が緊張しますよね。さらに、そこからいろいろな手続きがスタートし、証拠を見たりします。その証拠の内容は例えば殺人事件であれば、ご遺体の写真を見ることだってもちろんあります。ですから、そういうことが繰り返されることで、非常に精神的な重圧を受けることはあると思います。それから、これは傍聴席にいてもわかるのですが、事件の内容にもよりますが、例えば被害者の方などが、被害の苦しさを切々と訴えることを耳にすることもあります。そのときに、裁判員は当然、逃げ出すことは許されません。ですので、それにきちんと向き合っていかなければならぬのです。

刑事裁判ですから覚悟してやらないといけない部分はあるかと思います。しかし、それと同時に問題なのは、その経験や悩みをひとりで抱え続けなければいけないということです。だれかに話したり、だれかに相談したいときに、相談の窓口が今のところほとんどないというのが現状なのです。一応、裁判所のメンタルヘルスサポート窓口があります。5回までの相談は無料です。でも5回以降は有料になるそうです。5回という数字は、本当にメンタルサポートとして適切なのか、やはり疑問です。

最後に裁判員裁判の展望ということで少しお話をさせてもらいたいと思います。かなり大げさな表現をさせてもらいましたが、裁判員裁判の展望を市民の視点から何が言えるか。あまり法律のことはわからないので、もう少し大枠で、私たち市民が裁判員裁判をどうとらえるべきかという点でお話をしたいと思います。

レジュメに「裁判員制度は、社会を変えるポテンシャルがある」と表現させていただきました。これはどういうことか。経験が個人にもたらすものとして、例えば裁判員を経験した。そうすると、社会の課題に触れるんですね。刑事事件は、その背後に貧困の問題、差別の問題、いろんな社会の抱える問題がある。それに生の形で触れます。そのときに、それまで他人事だと思っていた社会の課題が、一気に自分のこととしてとらえるということがあります。

裁判員を経験された多くの方が共通してお話をされるのが、まず「自分が今までこんなことに興味もなかった」と。だけど、「初めてこういった事件が世の中にある、しかもそれに対して自分が責任ある決定に参加しないといけないということで、非常に意識が大きく変わったんだ」と。こういうお話をされる方が結構います。裁判員制度が今後、どういうふうに社会の中で根差していくかといった意味では、個人が得た経験が非常に重要になってくるのではないかなと思っています。さらにレジュメに「社会参加の土壤を育む」と、大げさなことを書いてしまったんですが、それはとりもなおさず、「自分たちの問題として裁判員裁判をとらえて考えていくこと」なんですね。そこで他人事だと思っていた社会の問題も自分のこととしてとらえて考えることなのです。しかしその一方で、守秘義務という壁があります。この経験とか、自分がこういうふうに考えが変わったんだということ自体もなかなかしやべれないというのが実状です。ですから市民の間で、市民レベルで草の根的に意見を出したり、あるいは自分が裁判員になってこういうふうに意識が変わったという話ができるような場が、もっともっと社会の中に根付くことが非常に大事ではないかなと思っています。

今日お聞きして、裁判員裁判を傍聴された方が皆さんの中にはないようですので、ぜひ一度、裁判員裁判の現場をご覧になっていただきたいと思います。それは一人ひとりが裁判の現場を見ることで、まず裁判の実態を知ることが大事です。でもそれだけではなく、裁判の事件の背後にどんな課題があるかということを他人のことではなくて、自分のこととして考える非常に大きな機会になるのではないかと思います。

それは決して野次馬的に見て騒ぐのではなく、やはり自分のこととしてとらえて、その課題にどう向き合うのか。例えば地域社会の中に被告人がやがて更生して帰ってくる。帰ってきたときにどういうふうに受け入れるのか、そういうことまで含め、私たち自身が問われているのだと思いますし、考えていかないといけないと思います。ですので、ぜひ裁判を傍聴していただいて、それぞれがお考えになっていただくのが一番いいのではないかと思います。私からの報告は以上です。ありがとうございました。

中野正剛

報告要旨

裁判員制度そのものが、その基本法となる『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』(平成16年5月28日法律63号。以後、「裁判員法」と略称する)の新立法と現行の刑事訴訟法・同規則の部分改正という手続法の範疇の中での改正にとどまるのであるから、実体法である刑法、また少年法の改正を伴わなかつたことから生じる様々な課題についても慎重に考察を加えることが重要であると指摘した。さらに、裁判員制度の導入と違うルートで平成20年から始まった犯罪被害者等の保護支援のための新たな制度の1つである公判への被害者参加人制度が及ぼす裁判員、被告人、とりわけ少年法20条送致を受け刑事裁判の被告人となった少年への影響も無視できないと指摘した上で、今回の報告では国民一般の刑事裁判への参加が中心テーマであるから被害者参加人制度には触れないと前置きした。

その上で、少年法では特に下記の2点が重要なポイントである。第1に大人と子どもの双方が共通して享有する自由権の保障の点。第2に子どもに固有の人権、すなわち成長発達権の保障の点である。そして、この事情を踏まえ、現行裁判員制度を俯瞰した場合、そこでは一般市民が裁判員として参加しやすいよう当局による配慮はみられるが、刑事裁判における本当の主人公であるべき刑事被告人の人権保障、とりわけ大人と異なり成長発達権の保障も追加される少年を被告人とする事件に適用するにはさらに検討を必要とするとした。

ところで、現行裁判員制度の特色は裁判官、裁判員に「見て聞いてわかる裁判を」をスローガンにしている点に認められる。このスローガンを分解すると、順に直接主義、口頭主義を表現していることがわかる。そのため、本シンポジウムで釜井報告が取り上げているとおり、調書などの書面ではなく法廷での口頭による立証が重要視されるように実務が動き始めていることが変革点の一つである。さらに職業裁判官のように刑事裁判を生業にしない一般市民からなる裁判員の負担を減らすため、法廷に顕出される証拠を精選する公判前整理手続の導入、数日間で公判審理を終結させる集中審理が目指されている。このようなことはそれまでの大人を対象にする一般的刑事裁判では適切な面もあり、刑事裁判への国民の信頼を確保させるためには有効な側面もあると指摘した。

しかし、少年の健全育成の面を取り上げた場合、口頭主義、公判前整理手続、集中審理は却ってマイナス効果をもたらすと指摘した。犯した罪を裁く場である刑事裁判と、立ち直りの場としての少年審判および裁判は、そもそも制度趣旨が異なるからである。少年事件では家裁段階で調査官が少年の生育歴を調べ、少年鑑別所では技官が様々な心理テストや行動観察を少年に施して、社会記録という書面が作られる。それは病院で病気を抱えた患者に交付される処方箋に等しい。非行を非行病という病気に例えると、それを治療する場所の1つが裁判所であると説明するとわかりやすい。ゆえに、事件が家裁によって検察官に送致され、地方裁判所で起訴された場合であっても、なお少年法では地裁での審理の結果、少年の健全育成を期待できると裁判所が考えた場合に備え、再度、家裁に事件を移送して、刑務所ではなく、少年院などの保護処分が行える制度も用意されている。報告者は保護処分選択の一過程として地裁での公判審理を評価している。

検察官送致【その後の地裁への事件起訴】を規定する少年法20条の解釈も、ついに少年法1条や家裁への移送を規定する同法55条を考慮して考察せねばならず、決して地裁での審理だけで事件の処理を終わりにすることを考えていけない。その意味で、家裁で作られた書面、すなわち社会記録を地裁での裁判員裁判でも精密にその内容を時間をかけて慎重に検証する機会が確保されているかという点、公判審理も少年の健全育成に適合した制度的保障がなされているかという点などに思いを巡らせた場合、現状では不十分で却って少年の健全育成の妨げになるということを実際の裁判員裁判の傍聴の体験を引き合いに出しながら、理由を挙げて報告した。

最後に、私の主張として、少年事件の裁判でも少年法1条の理念、少年の健全育成を期待することはできるが、①それには一般的の成人事件とは根本的に異なる制度的見直しが必要になっているということ、②これから裁判員として少年事件についても審理に参加するかもしれない市民が、社会の治安感情に振り回されることなく、社会記録が法廷に顕出された場合には少年の健全育成もきちんと考慮して検討すべき対応が可能になっているかということが課題である。②の課題を解消するためには、1)から3)までに論点を分節することができる。1) 少年の犯した罪の内容だけではなく、少年の生育歴、少年本人の性格の変化に絶えず目を配ること。さらに、2) 年少少年の場合、高い法壇の上から6名の大人たちによって見下ろされる

ことで、その雰囲気に萎縮してしまい、真意を伝え自己弁護することができないという恐れが絶えずつきまとるので、裁判員裁判の法廷でも裁判員はクールな裁判官の目線だけではなく、日々子育てに励む生活者の視点で、また落ちこぼれ生徒に寄り添う生活指導の教師の目線で、少年に「寄り添うこと」、「心を開かせる」気配りや工夫が大事だと述べた。だが、最近の少年を被告人とする石巻3人殺傷事件の裁判員裁判で死刑判決が下された事情を分析すると市民自体の中に少年法の理念が定着していないということがわかる。

そこで、さいごに、本報告で特に強調した点として、3) 少年法の健全育成の理念を裁判員裁判に根付かせ、少年事件を裁判員裁判の対象事件から除外しないのであれば、大人とは違い成長発達の途上にある少年を刑事被告人として法廷で裁判をする意味を、小中学校、高等学校などで開始される「法教育」できちんと将来裁判員となる市民たちに体得させることが焦眉の課題だと指摘した。ゆえに、優れた法感覚を持つ市民が我が国社会に現れて広がりを見せるまで、少なくとも少年事件を裁判員裁判の対象に置くことは延期するべきだと結論を述べた。

## 第二部 パネルディスカッション

○司会（末崎） 今回のパネルディスカッションでは、裁判員制度そのものの問題をメインに置いて進めていきたいと思います。私の方で考えているテーマは次のとおりです。

まず、そもそもの話として、今日のサブタイトルにもありますが、司法、裁判の場での市民参加は必要なのかという点を取り上げたいと思います。裁判員制度が入ったことによる影響やいい効果については、先ほど釜井さんと坂上さんからそれぞれお話がありましたが、そもそも市民参加があるべきかどうかという点について、確認しておきたいと思います。

その後、少し具体的な問題として、守秘義務の問題、対象とすべき事件が今のような重大な刑事事件で良いのか、それから先ほどのご報告の中で公判前整理手続きという言葉が出てきましたが、こうした手続にまつわる問題について、取り上げていきたいと考えています。手続に関していえば、迅速な裁判を受ける権利というのも憲法上保障されていますが、そういう裁判に今なっているかどうかといった問題

も含まれると思います。

### ●司法（裁判）に市民参加は必要か

では最初に、裁判への市民参加がそもそも必要かどうか、まあ必要ではないという議論はおそらく出てこないとは思いますですが、市民参加それ自体にどういう意味があるのかについて議論したいと思います。

先ほどのご報告の中で、釜井さんからは、裁判員制度が入ったことによって、刑事裁判にかなり劇的な変化が起こっているというお話をありました。法廷で傍聴人からも見える中でのやりとりが中心になっていくなど、そういう変化が起こっているということでした。また、坂上さんからは、社会を変えるインパクトのある制度ではないかという発言もありました。このような、制度が始まったことの影響についてのお話はあったわけですが、そもそも市民が参加することの意義は何なのか、この点を伺っていただきたいと思います。釜井さん、よろしくお願ひします。

○釜井　　市民参加の意義ですが、市民参加が不要だと考えていたのは、おそらく裁判官、弁護士、検察官などの法律家が一番だと思います。つまり、自分たちはちゃんとやっているんだから市民は必要ないと考えていたと思います。私も当時、裁判官でしたが、市民が入ってくると面倒臭いなというのがやはりありました。私自身、法律家という立場を離れて見た場合には、市民参加は必要ではないか、それは世界の趨勢というものがあるし、刑事裁判に市民参加の制度が入っていないのは、例えばサミットに来るG 8の国で日本しかないわけですね。世界では常識とされるような制度もないというのはどうなのかと。

また、この10年ぐらいの流れですが、公、国そういうものに対する不信が高くなっているような気がします。情報公開制度がどんどん広がっていることにも代表されます。権力に対する不信の流れ、それは専門家に対する不信という流れにつながつてきているように思います。不信というのは、言い方を変えると説明を求める、説明責任を果たすように求めるということです。国家権力に対してきちんと説明責任を果たしてほしい。あるいはプロに対して、なぜそういうことが正しいのかを説明してほしいと、こういう流れが全体として来ていると思います。例えば医療の世界であれば、医師はプロですが、なぜこの薬を渡すのか、なぜこの手術が必要なのか、きちんと説明を求める。そういう流れがあったと思います。

そういう流れで、当時の小泉内閣が進めていた構造改革の中で、司法の分野にも改革が進められて、裁判の正当性について説明責任を要求するというような考え方もあり、結果として入ってきたことではないかなと思います。ですから、客観的に法曹、裁判に携わる現場のほうでそういうニーズがあったとは思いませんが、世の中の流れ、あるいは世界的なものでこういうものが必要になったのではないですか。ただ、私が最初に、結果として裁判の現状は様変わりしていると説明しました。そういう変化が生じるのは、導入前から裁判に携わっている実務家はわかつていました。わかつていたからこそ、面倒臭いから、なくてもいいと思っていたのではないかと思います。以上です。

○司会 坂上さんにお話しいただく前に、今のお話の中で諸外国でも刑事裁判に国民が関わっている制度があるというご指摘がありましたが、これについてはお手元の資料（パンフレット「裁判員制度ナビゲーション」の抜粋）の一番後ろに、各國の制度の比較が書いてあります。ここでは、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアの制度が紹介されていますが、ロシア、イギリスでも国民参加の制度はとられているということです。それから、説明責任というキーワードも出てきたかと思います。

それでは、坂上さん、お願ひします。

○坂上 裁判員制度は市民にとってやはり必要ではないかなと思います。1つ目が、市民がきちんと適正な手続きが行われているか、あるいは権力の行使がきちんと行われているのか。そういうものをチェックする意味は非常にあると思うんです。裁判官と一緒に市民が裁判員裁判で国家の決定を下していくことは、市民がその決定に対して関与するわけですから、チェックも含まれていると思うんですね。市民が入ることによって、決定に関してのチェック機能が果たされていく部分はかなりあると思っています。

2つ目は、市民が自分たちの問題として、刑事事件というものをとらえられるかどうかというところが非常に大事な問題だと思っています。それは主体的に自分たちも裁判員になるかもしれない、裁判員になるかもしれない以上、無視はできないと。裁判にても事件にても放つたらかしにはできなくなると思うんですね。それは自然の発想だと思いますし、だからこそ、私たちは市民モニターという形でやつ

ています。そういう形で行動する人たちも現れてくるし、だからこそ、裁判員裁判の報道などもかなり多いと思うんです。自分たちの問題として考えないといけないから、だから刑事事件に関しても無視はできないし、社会全体の問題としてとらえるべきだ、というふうになっていくと思います。その意味からも、この制度が持っている意義は大きいと思いますし、市民がチェックするという機能もあることを考えれば必要ではないかなと思っています。

○司会 小西さん、お願いします。

○小西 刑事司法への市民参加というのは、刑法の世界では何十年も議論されていたところでもあるし、最高裁判所、とりわけアメリカの陪審員制度の研究も非常に積み重ねておりました。例えば日弁連でも陪審員制度の研究の中で、沖縄で行われていた陪審員裁判の研究もあったわけです。そういう蓄積がある中で、一般的に市民参加の意義を考えると、大体2つの方向性を持っていけると、それは今、お二方が発言された内容をなぞることになりますが、1つは、裁判自体への影響、1つは、やはりプロだけでやっていると、どうしても密室で行う。プロ同士でしか通用しない言葉で、あるいはプロ同士でしか通用しない様式で物事が決まってしまうということへの民主的コントロールという観点ですね。

民主的コントロールというのは、必ずしも多数決原理を入れるという意味ではなく、つまり市民が参加することによって、監視する。多数決原理はある程度強制力を持って流れていますが、ただ、言ってみれば素人が参加することによって、プロの自覚を再びもたらす、いわゆるオープンキッチンシステムみたいなことが起こるだろうと、厨房が見えないと調理人がタバコを吸っていようが何をしようがわからないが、オープンキッチンだと客から見ているからきちんとしないといけないという、そういう民主的コントロールが働くんだろうということ。

それから、もう1つは、判決内容自体に市民的な常識に沿ったものを盛り込むという2つの効果が期待される。これは一般論ですが、ただ、この点に関して言えば、日本の今ある裁判員制度は、対象事件は違いますね。むしろ市民的な感覚で判決するというのは、むしろ軽微な事件を主として扱うような制度構想があると思いますが、ここで言われる市民的常識というのは、ある種、懐疑的ではあります。ただ、裁判がわかりやすくなったり、あるいはプロがプロらしく振る舞わなければいけない、

きちんとやらないといけないなという話になって、そういう民主的なコントロールという効果はあったろうと。これは1つの裁判自体のフィールドへの影響ですよね。

もう1つは、そうではなくて、むしろ一般的な、裁判員ネットの関心に近づくんだろうと思いますが、市民への教育という高見から言う感じでしょうが、よくない表現ですが、法というものは、言ってみれば日常生活の中では縁遠いものなんですが、これをこういう形で参加させることによって、市民社会の一人ひとりの市民としての自覚というか、こういうことを考えることによって、やはりある種の教育的な効果は考えられるだろうというのが、一般的には刑事裁判への市民参加という枠で括られたときに出でてくるものでありますし、現在も裁判員制度が果たしてどのようにいけるのかというのは、まだ未知数であるし、若干懐疑的に見ないといけないなと思うところはあるかと考えています。

#### ●対象事件について

○司会 残り時間が少なくなってきたので、大体1人当たり3分程度でお願いしたいと思います。

今のお三方のお話にはかなり重なる部分があったかと思います。少し具体的な問題に入りたいと思いますが、小西さんのお話の中で、判決内容に市民的な常識が反映されるという、裁判員制度に期待される効果と、現在裁判員裁判の対象とされている事件との関係についてのご指摘がありました。殺人事件、強盗致傷といった事件は普通にはないことなので、市民的感覚から判断するのはなかなか難しいのではないか、という趣旨を含んだご発言だったのではないかと思います。

対象事件については、先ほど釜井さんから、責任能力という非常に難しい概念が出てくるようなものは除いたほうがよいのではないかというご指摘もありました。また、先ほどの中野さんのご報告からは、少年事件を対象にすることの疑問も出てくると思います。これらの点も含めて、対象事件に関して少しお話を伺いたいと思います。釜井さん、お願いします。

○釜井 対象事件としては、責任能力が問題になるような、つまり精神鑑定が問題になるような事件は、対象から除外することも考えられると思います。また、先ほど中野先生から講演があった少年事件もいろんな考慮要素がありますので、これも別にすることもあり得るのかなと思います。ただ、市民の意識を反映させるのが、

こういう殺人や重大事件ではなくて、簡単な事件がいいということについては、必ずしもそうは思いません。殺人事件を犯している被告人も、普段からいつもおかしなことをやっているわけではなくて、普段は日常的な生活をしているわけですね。何かのきっかけを通じてそういう道に行ってしまうわけですから、被告人の刑を決めるにあたって、一般市民の方と議論することは意味があることではないかと思います。

否認事件に限るべきだという議論もあるようにも聞いていますが、自白事件、つまり私はこの事件をやりました、有罪を認めている事件にも、刑を決めるにあたってどういう点を考慮するか、どういう点を有利に考慮してあげるかというのは必ず争いがあるわけです。何も議論の余地のない事件はありません。そういう意味では自白事件も対象にしても特に問題はないのかなと思います。全体として例えば年間にどれぐらいの事件数を想定するか、国民の負担を考えてどういう事件を対象とするかということを考えてみた場合に、今のような制度設計も、そうおかしくないのかなと思います。

私が言った責任能力の事件、あるいは少年事件を除外するという点は、多分、裁判員裁判対象事件の5%未満ぐらいにしかならないでしょうから、全体としては影響がないのかなという感じはしています。

○司会 坂上さん、お願いします。

○坂上 裁判員裁判は刑事事件が対象になっているわけですよね。そもそも大きな枠組みとして、いろいろな裁判の種類があるのですが、その中で考えたときに「市民感覚を反映させるべき」ものは何かと。例えば行政事件、国や自治体が争いの対象になっているような事件こそ、本当は市民参加であってもいいのではないかと思うのです。そういう大きな枠組みで考えたときには、行政事件もありではないかと。そのほうがむしろ市民参加の意義がより深まるのではないかと思います。

刑事事件に関して言えば、例えば否認事件でよく痴漢冤罪事件などが新聞やテレビで報道されることがあると思いますが、事件としてはそんなに重大ではないというか、小さいものという扱いがされています。でも、そこで「自分はやっていないんだ」と主張しているものに対してどういうふうに、市民感覚を反映させるかというのも非常に重要なのではないかと思います。皆さんの中で『それでもボクはやっ

てない』という映画を見たことがある方はいますか。

ありがとうございます。まさにああいう事件こそ市民感覚が必要だと思います。その意味では刑事事件の中でも、今の対象事件の在り方は、今後検討するべき課題ではないかと思います。

○司会 小西さん、何か補足することがあればお願ひします。

○小西 先ほどの対象事件は違うんじゃないかと言ったのは、その話の続きがあつて、そもそもこの裁判員制度は判決内容自体に市民的な常識を反映させるというのを目論んでいないのではないかと僕は思っています。大きな目的として、それはないのではないかと考えております。それはなぜか。末崎さんのご紹介にもあったように、導入の経緯を考えてみると、とりわけ司法制度改革推進法の第1条の目的ですが、「この法律は」というところで、黒くゴシックになつてないんですが、ここは重要だと思います。「国の規制の撤廃、または緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割が非常に重要」だと。その中の1つとして、刑事裁判への市民参加は謳われるようになってきたというところの、この意味ですね。ある意味でいえば、グローバリゼーションですよね。そのグローバル化の中での日本の司法を考え直さなければならない。

そうしたときに、さっきの制度的基盤の整備、人的基盤の拡充、司法参加という3つのセットがある。これはあくまでもパッケージの中で理解しないと、この裁判員制度の目論みとあえて言いますが、は理解できないだろうと考えております。ただ、現実な制度設計をやろうとすると、やはり今までの日本の刑事裁判の制度からどこで参加できるかというと、こういうところに限定的にやつたというのは、極めて現実的な選択だと思っています。

### ●守秘義務について

○司会 ありがとうございます。

もう少し深めたいところでもありますが、もう1つ、これも必ず触れるべきだと思われる守秘義務の話に移っていきたいと思います。

先ほど説明が漏れていきましたので、なぜ守秘義務が定められているかという点を補足し手起きたいと思います。裁判所のパンフレットの16ページ、裁判員の守秘義務の内容については私の報告の中で見ていただきましたが、同じページに守秘義務

が設けられた理由も書いてあります。「このように裁判員に一定の守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。」とあります。

評議では、限られた人数で、閉じられた部屋の中で自由にものを言い合うわけですが、自由にものを言い合うためには、中で言ったことが後で漏れないようにする必要がある、と言うことです。例えば、死刑にするべきかどうかという話をするときに、「いや、私は反対したんだけど、あの人とあの人が死刑だと言って、死刑に賛成する人が多かったから死刑になったんです」なんて言われるかもしれないとなると、裁判員として自由に「私はこう思う」と発言できるかと言われたらやはりなかなか難しいと思います。ですから、外に出さないという前提を置いて、その中で自由に議論しようということにしたわけです。

それから、もう1つは、プライバシーの問題も挙げられます。事件関係者、特に性犯罪の被害者のプライバシーは特に漏らすと、これはこれでまた大変なことになりますので、こういった点からも守秘義務が設けられているわけです。

ただ、守秘義務に違反すると、場合によっては6ヶ月以下の懲役刑、あるいは罰金刑という刑罰の対象になります。これも理由がないことではないわけですが、しかし、かなりいろいろと疑問が示されているかと思います。

坂上さんのご報告の中では、裁判員を務められた方の心のケアの問題との関係で、守秘義務の問題を指摘されていたと思います。裁判の中では、凄惨な写真を見るとか、いろいろ精神的に辛い思いをすることもあるわけでして、そういう経験を人に話したら楽になると思うのだけど、守秘義務との関係でなかなかできない、こういう点で非常に問題ではないかということを仰っていたと思います。

他にも、例えば釜井さんの弁護人としてのお立場から見て、弁護活動の結果が裁判官や裁判員の判断にどういうふうに反映しているかということも、評議の内容が外に出てこないとなるとなかなかわからないところがあるのではと思います。具体的にどの裁判員が何を言ったかという話ではないにしても、何か裁判員の反応を知る機会があるのかとか、そういったところも含めてお話をお願ひできればと思います。

○釜井　　守秘義務の主な対象は評議の中身になりますが、これをすべてオープン

にするという選択肢は多分ないんだと思うんですね。裁判官の裁判、私も裁判官同士の評議に携わったことについてはもちろん守秘義務が今でもあります。それは当然のことだと思います。ただ、そういうふうに守秘義務があるからといって、例えば家族の人に話したら刑罰を科されるわけでもないです。守秘義務のことをあまり感じすぎないように、ストレスを感じすぎないようにすることは大事ではないかなと思います。一般の方が非常に守秘義務に過敏になり、場合によっては懲役を科されるということは、過剰に報道されたがために、裁判員はなおさらストレスになっている面があるのでないかと思います。

もちろん、裁判員が率直に、例えば訴訟活動についてこういう意見がよかつた、こういう意見がわかりにくかったというのも率直に話し合う機会等があれば、それは良いことです。今のところは匿名のアンケートが各事件の直後に実施されているようです。裁判員の守秘義務の問題は、裁判員の心のケアの問題、そういう問題と関連して非常に重要な問題だと思うんですが、それがあるというのを強調すればするほど悪いほうに行っているのではないか、実際にこれで刑罰が科されることはほとんど想定できないのかなと思ってはいるんですが、そんな印象です。

○司会　　ありがとうございました。

先に小西さん、いかがですか。

○小西　　難しいところですね。当然、密室のことはほかに漏らさないというのは、すべからくあり得ることなので、守秘義務はある程度は負うんだろうと。ただ、やはり非常に守秘義務という言葉だけが確かに強調されており、守秘義務違反に対してもどういった対応になるかというのが、まだ今の段階ではわからない。ある程度、当然あるだろうなど。自分が裁判員をやったのを例えば会社の同僚と居酒屋に行って話したら、それはだめなのかと言われたら、そんなことまでコントロールを及ぼすと、それはまたそれで問題ではあろうかと思うんです。ですから、一応、守秘義務はこの部分についてはあるんだけど、それを実際にどの程度実効力をもって科すかというのは、また別の段階の問題になると思うんですね。

話は外れますが、長くなってしまいますが、裁判員は国民の義務になりますね。裁判所に呼び出しに応じなければいけない。ところが応じない人はかなり、これは過料というペナルティーがあったはずですが、科されたケースが1件もない。これ

は一体どうなっているんだろうと。もしかしたら国民の義務になるとか、守秘義務があるということと、実際の運用はかなり食い違ってくるのかなという予測はしますね。何がいいのか僕は判断できませんが。

○司会 坂上さんにも、今のお2人のお話を踏まえてお願ひしたいと思います。

○坂上 裁判員を経験された方の何人かとお話をする機会があったんですが、やはり誤解も含めて守秘義務という言葉が若干ひとり歩きしている部分はあると思います。なぜそういうことが起こっているのかというのは、国民に対しての説明、「これはこういう理由で、だからこういうときには守秘義務違反に当たりますよ」という説明の部分が足りないのではないかと思います。一方で、どこからどこまで話してオッケーで、どこからがアウトという基準の設け方もかなり難しいところがあります。その部分でやはり基準がわからない。基準がわからないから、どうなるかというと、市民としては「全部言わない」となるわけですね。だからそういうふうになってしまうのです。

もちろん当然、守秘義務はあるべきなのですが、罰則規定が裁判員にはあるわけですね。裁判官は確かに罰則の規定、守秘義務はあっても罰則の規定はなかったと思うんですが、そのへんの違いが若干、どうしてそうなのかということも含めて疑問かなと思っています。

○司会 最後のところですが、裁判官についてはたしかに刑事罰はないですね。これは釜井さんにお伺いしたほうがいいのかもしれません、仮に裁判官が守秘義務を破った場合、裁判官の身分には何か影響することがありますよね。

○釜井 そうですね。弾劾裁判と裁判官訴追委員会で解雇とかそういう処分を受けることになると思います。

○司会 場合によっては罷免ということも。

○釜井 極端に言えば。自分のやった事件で他人が知り得ないようなことを本にしたり公にしたら、間違ひなく罷免でしょうね。

○司会 そういうことですね。裁判官が守秘義務を破った場合は、身分を失うか、他に何かしらのペナルティーがありますが、裁判員になる一般の方にはそういうペナルティーがないものですから、守秘義務を実効的にするために刑罰を定めることになった、というような話を聞いたことがあります。

ただ、今の議論を聞いていまして、守秘義務に関しては、どちらかというとむしろ法曹側の責任といいますか、ここまでしゃべってもらっていいんですよとか、もっとしゃべってくださいということを法曹の側がもう少し働きかけないといけないのかなという印象を持ちました。坂上さんが仰ったように、ただ「しゃべってはいけない」ということだけがひとり歩きすると、それは話さないようにしようと思うのが普通だと思いますので、その辺は今の制度の下でももうちょっと何かできるのかな、という印象を受けました。

### ●会場参加者との質疑応答

このあたりで、もし会場から何かご質問がありましたら、仰っていただければと思います。

○フロア（A） 市民のチェック機能が重要だと言いましたが、チェック機能に関して、具体的にどういう方法を現在とっているか知りたいんです。市民のチェック機能の方法、具体的にどういう方法をとろうとしているのか、どういう方法があるのか、それを知りたいです。お願いします。

○司会 これは裁判に対する市民のチェックということですね。

釜井さん、お願いします。

○釜井 市民のチェックというのは、市民の方が裁判員になって、裁判官とともに同じ材料をもとに事件を評議する、これ自体がチェックになっています。制度自体もそういう考え方だと思います。裁判官と同じ情報を持って、同じ情報に基づいて議論して判決を決める、その中で対等の立場で議論している、これがまさにチェック機能を果たしていることになると思います。

○フロア（B） 市民チェック機能に関連して質問します。確かに選ばれて裁判員になるわけですが、我々はそのニュースを聞くわけですが、よく終わった後に取材を受けます。昨日も聞いたんですが、取材を受けてインタビューに答えている裁判員がいたり、いなかつたりするわけですが、よくわからない。それは逆にいうと、チェック機能という側面からすると、広報活動、そういうことによってみんなが知る。それがある意味、裁判をチェックすることができるということだと思うんですが、インタビューや取材は、あれはどういう仕組みでしょうか。

○司会 坂上さん、お聞きになっていると思いますので、お願いします。

○坂上 会見はどういう仕組みになっているか。会見は完全に任意です。出たい人は出て、義務ではありません。ですから、裁判員として判決を出します。判決を出したら、その段階で裁判員の任務はすべて終了です。帰つていいんですね。ただ、裁判所から、那覇の場合はどうかわからないんですが、東京だとこういう説明がされるそうです。国民の皆さんに裁判員制度の広報に協力していただきたいので、もしよろしければ、ぜひ会見に応じていただけませんかと。

○フロア（B） それはだれが。

○坂上 裁判所の事務官がそういうお話をしているそうです。ケースにもよるようなのですが、そういう形で、裁判員の方、補充裁判員の方で「どうしますか」とお互いに話し合って、場合によっては「あんた代表で出なさいよ」みたいな感じになったりして、何人か出たりということもあるようです。

○フロア（B） 今のお話でふつと思ったんですが、裁判員の方同士はお互いの名前や職業を知っているんですか。

○坂上 それはケースごとにばらばらです。お互いに名刺交換をするようなケースもあれば、一切名前さえもお互いに呼ばずに1番さん、2番さん、3番さんという形で番号で呼び合う場合もある。それは裁判長がどういうふうにコントロールするかということによってばらばらです。

○フロア（B） ありがとうございました。

○司会 もう1人ぐらい、もしあれば。

○フロア（C） 裁判員に呼ばれて、来なかつたら怒られる、罰金や懲役とか、ちょっと小耳に挟んだんですが、沖縄はやたら応じていないとはニュースにありました。これについて、もし釜井さん、ご存じでしたら、何かあったら教えてください。

○釜井 最近、1月にも確か新聞に出ましたが、裁判員の出頭率が全国ワーストだと言われて、60%ちょっと位。内地はおおむね80%以上ということになっている。ただ、那覇の裁判所の方に聞いてみると、通知は2回行くわけですね。最初に名簿に登載されたという通知、次にこの事件で来てくださいという通知が行くわけです。その通知を受けたときに、2回とも私はこういう事情があつて行けませんという正

当な理由がある場合は、そのことを書いて返送すると、正式な呼び出しに該当しなくなるんですが、沖縄の方は返送する方が少なくて、結局、来るべき人という分母が多くなってしまう。内地では、元々正当な理由があつて来られない人は事前に回答しており、分母が小さくなってくる。ですから、そういう数字になっているということで、一番最初の名簿を載せている段階から見てみると、それは変わらないのかもしれません。ですから、60%という数字は内地と単純には比較できないと聞いています。

○フロア（C）　　ありがとうございました。

○司会　　今のお話ですが、資料（「裁判員制度ナビゲーション」）の13ページに、裁判員に選ばれるまでの手続きの流れが書かれています。前年の秋、11月ごろに、まず「あなたは名簿に載りました」という通知が行くことになっていますが、この時点で「この時期はできない」とか「私はこういう事情でできない」ということがあれば書いて裁判所に送ってね、ということになっているわけです。が、沖縄ではこの返送をする人がなぜか少ないと。だから、ここで省かれれない人たちが残って、次に実際の裁判当日に呼び出されてしまう、こういうことが結構多いというお話をうたわったわけですね。

○坂上　　先ほどの市民のチェックの話、非常に重要な指摘ではないかと私は思っています。市民が裁判に一緒にいるだけでチェックがすべて果たせるかというと、必ずしもそうではないと思います。それは先ほど言ったように不正みたいなことが当然起こり得る話ですし、やはりその意味では市民だからといって、すべてが万能ではない、市民が犯す間違いもあるのではないかと思います。そこで市民が市民をチェックするという言い方も変なんですが、裁判をどういうふうに運営していくかということを市民同士が情報交換するなり、議論する場は非常に重要になってくるのではないかと思うんですね。残念ながら、今はそのところがかなり抜け落ちていて見えない状態だと思います。

例えば裁判員裁判で会見に応じる人は、しっかりした意見を言ったりして、何かすごいなと思う場面もあると思うんですね。受け答えとかもすごくしっかりして、この人は何かすごい訓練されているんじゃないと思つたりするような場面もあると思うんです。確かに裁判員をやることによっていろんなことを学んで、高められて

いく人がいるのは事実です。でも一方で、裁判員をやっている人がみんなそうかというと、そうではないのです。例えば傍聴したモニターの方からこういう意見が寄せられたんですが、確かにどうかはわからないけれども、「裁判員が眠っているように見えた」と。「やる気もなさそうに見えた」と。そういう意見も寄せられています。だから、市民といえども万能ではない。すべての裁判員がきちんと裁判をチェックできているかというか、そうではないのが現状だと思います。だからこそ、傍聴席でそういうことを見たと、そういう事実があったということを、やはり私たち市民自身も傍聴するという形でとらえていくことも大事だと思っています。それも重要なチェックになるのではないかと私は考えています。

○司会 ありがとうございました。

予定していた時間が大幅に過ぎていて、まだ名残惜しいんですが、このあたりで議論を終わりたいと思います。

最後に、パネリストの方々から一言ずついただきたいと思います。小西さん、釜井さん、坂上さんの順でお願いします。

○小西 ともかく、これからスタートするし、多分、見直しといってやめてしまおうという議論には、多分ならないし、これをどのように意義深いものにしていくかというのは、やはり検討課題であるし、そのときにどっちの方向を向くか、裁判で何をどうするかということなのか、それとも一般的な社会に向けての、非常にシンボル的な制度としてやっていくのかということところで、やはりどっちの方向を向いて改革していくんだろうなという部分は注目したいところではあります。

○釜井 今日はどうもありがとうございました。百聞は一見にしかずです。ぜひ皆さん、那覇の裁判所の裁判員裁判を見に来てください。私が弁護人でしたら、どこがわかりにくかったか教えてください。法廷で見たら気軽に声をかけてください。よろしくお願いいたします。

○坂上 私もまったく同じことを申し上げたいと思います。ぜひ裁判員裁判を傍聴していただきたいと思います。私は東京なので残念ながら戻らなければいけないわけですが、皆さんにとっては釜井先生がいらっしゃるので、ぜひ見て感じたことを伝えていただければいいのではないかと思います。以上です。

○司会 ありがとうございました。

パネリストの皆さん、それからお聞きいただいた皆さん、長時間、本当にどうもありがとうございました。司会の不手際といいますか、慣れていませんでして、足りない部分もたくさんあったかと思いますが、それでも、裁判員制度に関してどういうことを考えて臨めばいいのかということについて、いろいろと見えてきたこともあるのではないかと思います。

本日のパネルディスカッション、シンポジウムはこれで終了させていただきたいと思います。

最後に、パネリストの皆さんに、それから報告された中野さんも含めて、大きな拍手をお願いいたします。